キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 3,358,930
	人件費支出	△ 7,491,574
	その他の業務支出	△ 770,254
	運営費交付金収入	5,591,846
	授業料収入	2,337,385
	入学金収入	405,948
	検定料収入	89,601
	受託研究収入	1,497,399
	共同研究収入	700,839
	受託事業等収入	142,696
	補助金等収入	4,291,043
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 478,624
	寄附金収入	255,244
	その他の業務収入	526,436
	科学研究費助成事業等預り金の純増加（減少）額	△ 41,390
	業務活動によるキャッシュ・フロー	3,697,666
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	△ 200,000
	投資有価証券の取得による支出	△ 146,019
	投資有価証券の売却による収入	97,423
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,407,965
	無形固定資産の取得による支出	△ 63,887
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	419
	施設費による収入	585,121
	その他の投資支出	△ 7,692
	小計	△ 2,142,601
	利息及び配当金の受取額	2,722
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,139,878
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 249,464
	小計	△ 249,464
	利息の支払額	△ 14,827
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 264,292
Ⅳ	資金に係る換算差額	△ 492
Ⅴ	資金増加（減少）額	1,293,003
Ⅵ	資金期首残高	3,879,204
Ⅶ	資金期末残高	5,172,208

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ．当期未処分利益			242,274,374
当期総利益		242,274,374	
Ⅱ．利益処分額			
積立金		22,747,305	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究向上・運営改善積立金	219,527,069	219,527,069	242,274,374

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）に基づいて財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

ただし、退職一時金を含む「特殊要因経費」については費用進行基準を、「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）」及び「補正予算」の一部については、文部科学省の指定に従い事項別に業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。また、国立大学法人九州工業大学業務達成基準取扱要領に基づき、学長の承認を得たプロジェクト事業につきましては、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	４～50年
構築物	10～50年
機械装置	４～17年
工具器具備品	４～15年
車両運搬具	６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。